

鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第6期） 障がい児福祉計画（第2期）（素案） （概要）

基本理念

トライ **バ**リアフリー 鳥羽

～一人ひとりが輝き、こころ豊かに安心して暮らせる共生のまちをめざして～

計画の全体像

第1章

計画策定にあたって

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第3節 計画の期間

- 第2節 計画の位置づけ
- 第4節 策定の手法

第2章

鳥羽市の障がい者福祉の現状と課題

- 第1節 統計からみる鳥羽市の状況
- 第3節 ヒアリング結果について
- 第5節 障がい児福祉サービスの状況

- 第2節 アンケート調査からみる鳥羽市の状況
- 第4節 障がい福祉サービスの状況

第3章

基本的な方向性

- 第1節 基本理念
- 第4節 基本目標

- 第2節 計画の視点
- 第5節 計画の体系

- 第3節 本計画策定における課題
- 第6節 重点的な取り組み

第4章

計画の展開

- 第1節 互いに人格と個性を尊重し、支えあう共生のまちづくり
- 第2節 地域生活の安心を支える仕組みづくり
- 第3節 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実
- 第4節 一人ひとりが輝くこころ豊かな暮らしづくり
- 第5節 安全・安心な環境づくり
- 第6節 相談体制・情報提供の仕組みづくり
- 第7節 行政サービス等における配慮の推進

第5章

鳥羽市障がい福祉計画（第6期）

- 第1節 令和5年度末までの障がい福祉サービスの成果目標
- 第2節 障がい福祉サービスの見込み量

第6章

鳥羽市障がい児福祉計画（第2期）

- 第1節 令和5年度末までの障がい児福祉サービスの成果目標
- 第2節 障がい児福祉サービスの見込み量

第7章

計画の推進に向けて

- 第1節 計画の推進体制
- 第2節 計画の進行管理
- 第3節 鳥羽市地域自立支援協議会

第2章 鳥羽市の障がい者福祉の現状と課題

人口、障がい者数の状況

- ・総人口は年々減少傾向。
- ・世帯数は横ばい。
- ・身体障害者手帳の所持者数は減少傾向。
- ・療育手帳の所持者数は横ばい。
- ・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加傾向。
- ・難病患者や再生医療受給者、育成医療受給者は減少傾向。
- ・精神通院医療の受給者は増加傾向。
- ・特別支援学級の在籍者数は、小学校・中学校ともに増加傾向。

アンケート調査結果

- 市内在住の65歳未満の障がい者489名にアンケート調査を実施。159名（32.5%）の回答。
- ・差別や嫌な思いを受けたと感じたことのある人は、身体で3割、療育・精神で5割と高く、3年前の前回調査と比較すると身体、療育は前回同様、精神は増加している。
 - ・差別や嫌な思いを受けたと感じた場所は、「外出先」、「学校・仕事場」が多い。
 - ・悩みなどの相談先は、いずれの障がいにおいても「家族や親せき」が多い。
 - ・今後の暮らし方は、「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が多い。
 - ・災害時に困ることは、身体で「避難場所まで行けない」、療育で「福祉避難所が利用できるかどうか分からない」、精神で「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が多い。
 - ・障害者差別解消法、障害者虐待防止法、成年後見制度の認知については、いずれの障がいにおいても「全く知らない」が多い。

ヒアリング調査結果

- 令和2年9月1日（火）から9月30日（水）にかけて、市内の障がい当事者団体・障害福祉サービス事業所の計21団体に計画策定に係るヒアリング（書面）調査を実施し、13団体から回答。
- ・通院が困難な障がいのある人が自宅で医師等により医療を受けるシステムが必要。
 - ・就学前の早い段階で療育につなげるための仕組みづくりと家族全体を支える仕組みづくりが必要。
 - ・子どもが頑張らなければいけない療育ではなく、子ども自身が認められる療育が必要。
 - ・就労したい障がいのある人やその家族が、スムーズに相談につながる相談体制が必要。
 - ・障がいのある人やその家族が安心して公共施設や交通機関等を気兼ねなく利用できるように、市民の意識づくりをして欲しい。
 - ・サービスについて分かりやすくして欲しい。
 - ・外部と接触しにくい事情のある人に、積極的にアウトリーチできるような相談機関を増やして欲しい。
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、社会参加の場が少なくなっている。
 - ・福祉サービスの情報を充実して欲しい。
 - ・必要な人に必要なサービスが受けられるようにして欲しい。

第3章 基本的な方向性

計画の視点

(1) 包括的な社会の視点

- ・障がいのある人の社会参加を阻んでいる物理的・心理的な障壁（バリア）を取り除き障がいの有無に関わらず、すべての市民にとって、生活しやすいまちづくりを進めます。

(2) 意思決定の視点

- ・障がいのある人が自ら選択・決定することができるよう、当事者の意思を反映したサービスの提供や支援を促進し、政策等の策定においては、市民の主体的な参加を推進します。

(3) 共生の視点

- ・障がいのある人のニーズや特性等に応じた適切な支援ができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、お互いを尊重し、支えあい、助けあう共生のまちづくりを展開します。

重点的な取り組み

(1) 地域生活を支援するサービスの量的・質的充実

- ・障がいのある人の地域生活を支援するサービスの量的・質的充実を目指して、日中活動の場等の充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備を推進します。
- ・人材の確保や養成に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携を図り、医療ニーズや福祉サービスを提供できる体制を構築します。

(2) 障がい児支援の充実

- ・障がい児支援の充実を図るため、児童発達支援センターの設置を目指し、近隣市町の設置計画に参画します。情報面においては、継続的な支援ツールである「ほっぷファイル」「すてっぷファイル」を活用し、関係機関における情報共有と連携を図ります。

(3) 多様な就労や余暇活動の支援の充実

- ・障がいのある人の就労を支援するため、地域自立支援協議会のしごと部会において、当事者の特性を踏まえた就労の創出や環境整備を推進します。また、社会参加・生きがいづくりができる環境整備を推進することで、余暇活動の支援の充実を図ります。

(4) 権利擁護のための取り組みの推進

- ・権利擁護の観点において互いに人格と個性を尊重し、安心して生活ができるよう、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の周知を図り、利用しやすい環境の整備を推進するとともに「成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）」について定めます。

計画の体系

基本目標	施策
1. 互いに人格と個性を尊重し、 支えあう共生のまちづくり	(1) 障がいを理由とする差別の解消
	(2) 交流・ふれあい活動の推進
	(3) 権利擁護の推進
2. 地域生活の安心を支える仕組み づくり	(1) 生活全般にかかる支援の充実
	(2) 保健・医療の充実等
3. 障がいや疾病等で支援が必要な 子どもに対する福祉と教育の充実	(1) 療育・保育・教育における支援体制の充実
	(2) 学校教育の充実
4. 一人ひとりが輝くこころ豊かな 暮らしづくり	(1) 総合的な就労支援
	(2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業 の機会の確保
	(3) 生涯学習、文化芸術活動、スポーツ等の振興
5. 安全・安心な環境づくり	(1) 生活環境の整備と充実
	(2) 防災や防犯等の安全・安心の取り組み
6. 相談体制・情報提供の仕組み づくり	(1) 相談体制の充実
	(2) 情報の利用しやすさ（情報アクセシビリティ）の向上
7. 行政サービス等における配慮の推進	(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

第4章 計画の展開

基本目標1 互いに人格と個性を尊重し、 支えあう共生のまちづくり

- (1) 障がい理由とする差別の解消
 - ・障がい理由とする差別を解消するため、家庭、学校、地域等が連携し、市民一人ひとりが障害のある人の置かれている社会的な課題や、障害者福祉の理解を深める教育を推進します。
- (2) 交流・ふれあい活動の推進
 - ・障がいのある人もない人も、イベントや各種活動を通じて、地域のなかで交流を深める機会を創出するとともに、身近な地域での交流や支えあい活動につながるようボランティア活動への参加を促進します。
- (3) 権利擁護の推進
 - ・障害のある人が人格と個性を尊重され、安心して生活ができるためには、意思決定支援・身上保護に基づいた成年後見制度に対する支援体制の充実が必要です。
 - ・成年後見制度等の権利擁護の制度については内容認知が4割に満たないため、周知啓発を促進するとともに、情報を必要とする人に必要な情報が行き届くための体制づくりを促進します。

基本目標2 地域生活の 安心を支える仕組みづくり

- (1) 生活全般にかかる支援の充実
 - ・障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、障がい福祉センター「ゆめぱーる」において生活介護事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業を実施するとともに、様々なニーズに対応した日中活動の場、短期入所等の充実を図ります。
 - ・保健・医療・福祉の関係者等による情報共有会議を定期的に行い、情報共有を図ることで、医療ニーズや障がい福祉サービスを提供できる体制の構築を進めます。
- (2) 保健・医療の充実等
 - ・健康を維持・増進し、障がいの原因となる疾病を予防するために、市民一人ひとりが主体的な意識で健康づくりや健康管理ができるよう、ライフステージに応じた取り組みを推進するとともに、ストレスの予防や発散等による心の健康づくりも促進します。

基本目標3 障がいや疾病等で支援が 必要な子どもに対する福祉と教育の充実

- (1) 療育・保育・教育における支援体制の充実
 - ・障がいの早期発見と早期治療や療育の推進として、乳幼児健診や幼稚園・保育所における行動観察、また学校での健康診断等を通じて、発達のつまずきや障がいを早期に発見し、適切な指導や支援、療育につなげられるよう、保健・医療・福祉・教育が連携した取り組みを促進します。
 - ・乳幼児期から学齢期にかけての一貫した発達支援に加え、卒業後の継続した支援へと途切れなくつなげていけるよう、ライフステージを通じた支援の仕組みづくりを推進します。
- (2) 学校教育の充実
 - ・障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、学校におけるインクルーシブ教育や障がいや障がいのある人について福祉学習等、豊かな人間性を育む教育を推進し、「こころのバリアフリー」による相互理解の促進を図ります。

基本目標4 一人ひとりが輝く
こころ豊かな暮らしづくり

(1) 総合的な就労支援

- ・障がいのある人への総合的な就労支援として、就労のための紹介・相談体制の充実を図るとともに、就業体験や訓練の機会の創出し、就労へのスムーズな移行を促進します。さらに、企業や公的機関における仕事の創出の促進することで、働く場の充実を図ります。

(2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- ・日中活動や自立、就労に向けた訓練等ができる場が設けられるよう事業所に働きかけるとともに、就労希望者と雇用や作業委託ができる事業所とのマッチングを図ります。
- ・就労系事業所が増えてきたこと等から、各事業所のオリジナル商品の開発を支援する等、工賃アップを図ります。

(3) 生涯学習、文化芸術活動、スポーツ等の振興

- ・平成30年に施行された「障害者文化芸術推進法」を受けて、障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会を拡大するとともに、スポーツ大会、レクリエーション活動への参加を促進し、障がいのある人の余暇活動の充実を図ります。

基本目標5 安全・安心な環境づくり

(1) 生活環境の整備と充実

- ・生活環境面においては、障がいのある人のニーズを踏まえ、新設する施設はユニバーサルデザインに基づいた整備を進めるとともに、既存の施設についてはバリアフリー化を考慮した計画的な改善を推進します。

(2) 防災や防犯等の安全・安心の取り組み

- ・だれもが災害時に安全に避難できるよう、適切な避難支援や安否確認ができる体制整備を推進するとともに、避難訓練等の機会を通じ防災意識の向上を図ります。
- ・避難所においても、障がいのある人がその特性に応じた支援を受けることができるよう避難所の整備体制の拡充を推進します。
- ・障がいのある人を犯罪や消費者トラブルから守ることができるよう、予防のための情報提供や啓発、学習を充実します。

基本目標6 相談体制・情報提供の仕組みづくり

(1) 相談体制の充実

- ・障がいのある人が自らサービスを選択し、必要とするサービスが利用できるよう相談支援体制の充実を図ります。

(2) 情報の利用しやすさ（情報アクセシビリティ）の向上

- ・聴覚障がいや視覚障がい等により、意思疎通が困難な方の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者の設置や手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行うとともに、市からの情報発信については、障がいの特性にあわせた情報提供の充実を図ります。

基本目標7 行政サービス等における配慮の推進

(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

- ・窓口等における障がいのある人への適切な対応を図るため、障がいのある人への配慮について学ぶ機会を設け、理解を促進します。
- ・行政情報の提供方法については、広報紙やホームページ、チラシ等を活用することにより、情報提供体制の充実を図ります。